

## 第1 計画の基本的事項

### 1. 計画策定の背景

本県の海岸は、良好な景観を有するものが数多く、多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場。

現状は、本県を始め国内の海岸に海岸漂着物が押し寄せ、海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が発生。

近年では、海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックによる海洋汚染も地球規模の課題となっている。

#### (1) 国際社会の動向

##### ○SDG s

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDG s（17のゴール、169のターゲット）では、目標14に「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。」と掲げられ、目標達成には目標12「持続可能な消費と生産形態を確保」と目標17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化」の推進が必要。



##### ○大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

G20大阪サミット（2019年（令和元年）6月）では、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有。

#### (2) 日本の取組

○平成30年6月 海岸漂着物処理推進法改正

○令和元年5月

- ・海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針改正
- ・プラスチック資源循環戦略策定
- ・海洋プラスチックごみ対策アクションプラン策定

#### (3) 徳島県の取組

○平成21～23年度 海岸漂着ごみの調査、回収処理・資源化の実施

○平成24年3月 とくしま海岸漂着物対策取組方針策定

## 2. 計画の位置づけ

○本計画は、海岸漂着物処理推進法第14条第1項の規定に基づき、徳島県が作成する地域計画。

○廃棄物処理法、海岸法、循環型社会形成推進基本法、徳島県環境基本計画、徳島県廃棄物処理計画と整合を図る。

## 3. 計画の変更

○海岸や社会情勢の変化に応じて、速やかに協議会で協議し地域計画の変更を行う。



## 第2 本県の海岸特性

### 1. 自然的特性

○本県の海岸延長は約392,562m。蒲生田岬より北部は侵食性砂浜海岸、南部は岩石海岸が多い。海岸は北側から「讃岐阿波沿岸（鳴門市基の浦～孫崎）」、「紀伊水道西沿岸（孫崎～蒲生田岬）」、「海部灘沿岸（蒲生田岬～海陽町金目）」の3沿岸に分かれる。河川は、東西にのびる吉野川、那賀川及びこれらの支派川で形成する一級水系および、四国山地から東流して太平洋に注ぐ二級水系がある。

### 2. 社会的特性

○本県の総人口は、約74万人。沿岸9市町に県人口の約65%の約48万人が居住。鳴門海峡の渦潮などの特徴ある景観、文化財としてアカウミガメ産卵地等が天然記念物指定を受ける。海岸は、県民のレクリエーションの場として利用されている。



## 第3 海岸漂着物等の現状と課題

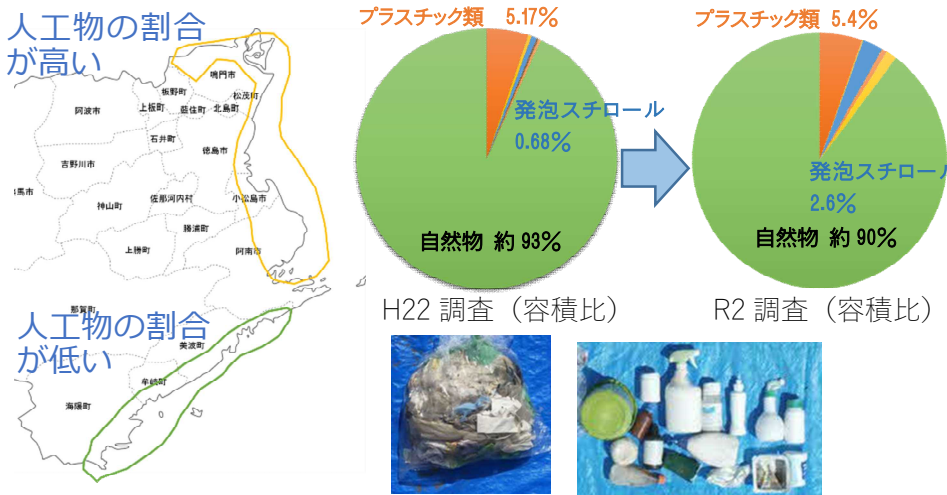
### 1. 海岸漂着物等の現状

#### ○海岸漂着物

海岸により潮流等のばらつきがあるが、播磨灘、紀伊水道側で人工物の比率が高い傾向。

令和2年度の調査では平成22年度調査と比較して人工物の比率が増加傾向。

人工物では生活系ごみに由来するプラスチックの比率が大。



#### ○漂流ごみ等

漂流ごみ等は、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁場環境の支障。

#### ○海岸漂着物等の漂着要因

発生源としてはほとんどが国内で発生。河川流域を通じて漂着する。播磨灘は、海流、風により他府県から漂着するものがある。

## 2. 海岸漂着物対策の現状と課題

### (1) 海岸漂着物等の処理

#### ○海岸漂着物等の処理の現状

環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用した清掃イベントの開催、ボランティア活動との連携・支援の実施。

平成31年度の事業件数は9件、事業費は22,146千円、回収量は457トン。

行政と共に地域住民等が地域づくりの一員・担い手となって県の河川や海岸の環境保全活動に携わっていく「徳島県OURリバー（コースト）アドプト事業」の実施。

#### ○海岸漂着物等の処理の課題

利用頻度が少ない海岸では、海岸漂着物等が、長年にわたって放置され堆積している状況。

海岸漂着物等の回収主体は、海岸管理者等、ボランティア団体、NPO団体、自治会等多岐にわたり、市町の環境部局においても回収の全実態の把握は困難。

回収ごみの市町での受入は、回収主体や量に応じ個別に対応。漂着場所によっては危険を伴う場所が多く、専門的な技術力を有した者でないと回収・撤去が困難。

### (2) 海岸漂着物等の発生抑制

○生活ごみの不法投棄、漁業系ごみの放置が発生。

○外洋から漂着するものよりも河川を經由して海岸に漂着するものが多い。生活系ごみの発生抑制に流域圏で一体となって取り組むことが必要。

○河川内に繁茂した樹木や山林の樹木の流出防止の取組が必要。

### (3) 環境学習・教育・普及啓発

○県民、事業者へ向けた海岸漂着物対策を題材とした環境学習・教育、普及啓発に努めることが必要。

## 3. 関係者の役割分担と連携の確保に関する課題

○ボランティア活動の担い手が、人口減少や高齢化により減少する恐れ。

○地域住民や民間団体等の自主的な取組を支援しながら、地域の実情に即した持続的な連携・協力体制の構築が必要。

## 第4 海岸漂着物対策の基本方針

### 1. 基本方針

○県民にとってかけがえのない共有の財産である徳島県の変化に富んだ豊かで美しい海岸を良好に保全し、将来の世代に継承するため、海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制等に、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となって取り組む。

### 2. 海岸漂着物対策の重点項目

#### (1) 海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進

○海岸管理者は海岸漂着物等の処理のための必要な措置を実施。

○海洋プラスチックごみへの対応。

○他府県からの海岸漂着ごみに対しては当該府県に協力を依頼。

#### (2) 流域圏を含んだ広域的な海岸漂着物等の発生抑制対策

○沿岸部、内陸部一体となったごみの発生抑制。

○廃プラスチック類の排出抑制、プラスチック類の使用削減、分別回収・リサイクルの促進。

#### (3) 環境学習・教育、消費者教育、普及啓発

○沿岸市町のみならず内陸市町村への啓発活動の普及、展開。

○地域の海岸漂着物等の実態や対策の実施状況等を周知。



第5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域 (重点区域)

1. 重点区域の設定

海岸漂着物等により景観や環境の保全、港湾の利用、レクリエーション等に際して支障を来すことが予測され、重点的に対策を講じる必要がある海岸を設定。

2. 重点区域の選定基準

(1) 設定基準

○大量の海岸漂着物等が海岸に集積することで、良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じている海岸。  
○過去に台風等で大量の海岸漂着物等がもたらされた海岸。

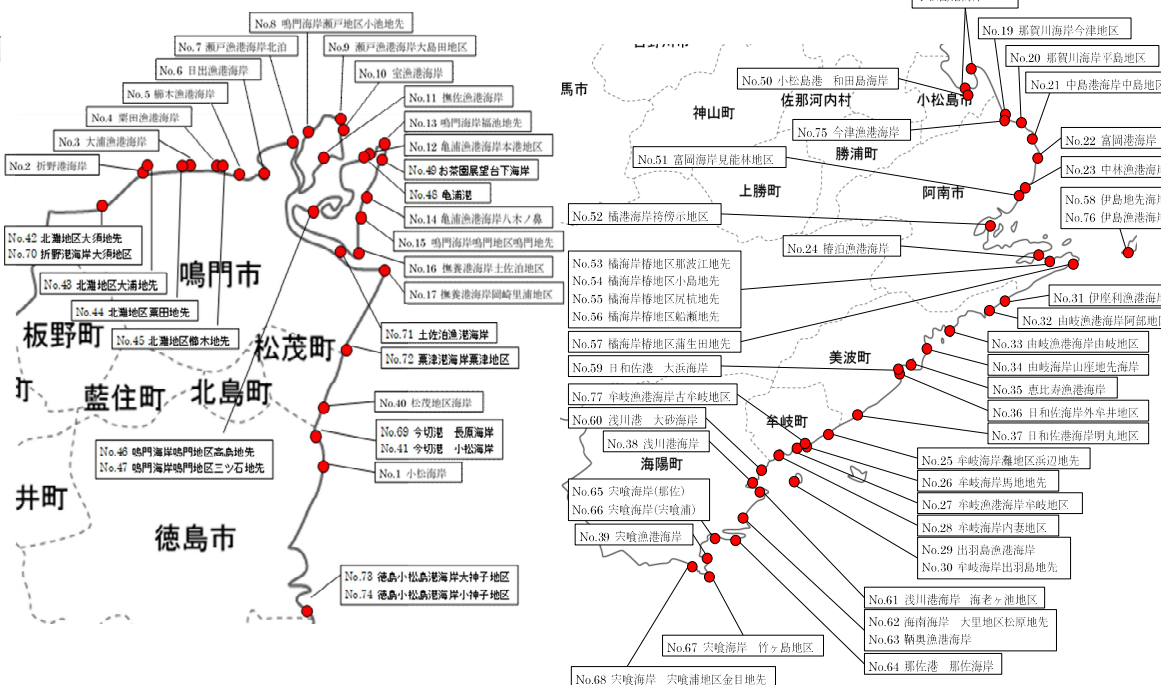
○海岸漂着物等が発生しやすく、地域ボランティアや民間団体等による海岸清掃が困難な海岸。

(2) 選定基準

○海岸管理者及び市町へのヒアリング調査、現地踏査結果を考慮し、次の特性をもつ海岸から総合的に判断。

【特性】  
景観保全、環境保全、観光資源の保全、レクリエーション場所の保全、漁業活動の安全確保、港湾管理・その他海岸管理者・沿岸市町・海岸利用者等からの要望。

3. 重点区域として選定する海岸

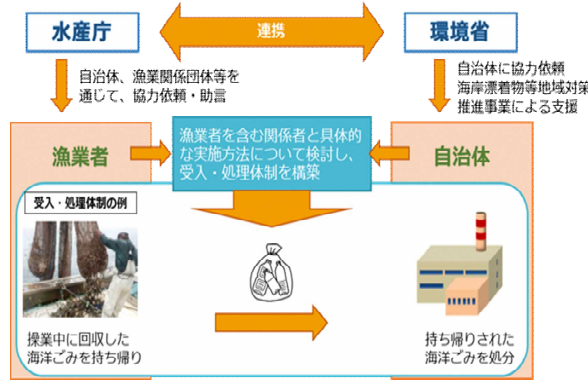


第6 海岸漂着物対策の内容

1. 海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進

(1) 海岸漂着物の回収・撤去

回収・撤去の実施は、量・質や地域における要望、海岸利用における支障の程度等を踏まえ、景観・環境の保全、海岸の利用等に際して著しく支障があると認められ、海岸管理者等が必要と判断した時に実施。

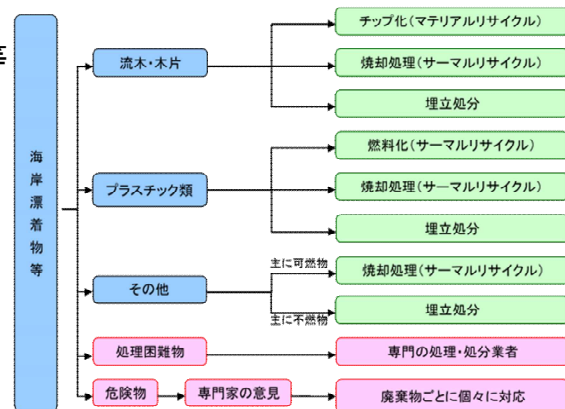


(2) 漂流ごみ対策

操業時に漁網に混入した漂流ごみ等の漁業者による回収・持ち帰りを奨励し、回収した漂流ごみ等は、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金の活用など、地域の実情に応じた効率的な処理体制を構築して対策を推進。

(3) 海岸漂着物等の適正処理等

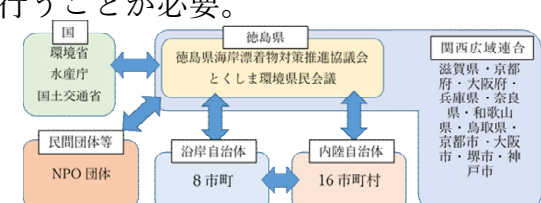
海岸漂着物等の適正処理等に際しては、海岸の特性に応じ、市町や豊富な経験・技術等を有する民間事業者の協力を得て、迅速かつ適正に処理・資源化を実施。



2. 海岸漂着物等の発生抑制

(1) 流域圏を含んだ広域的な海岸漂着物等の発生抑制対策

内陸から沿岸にわたる地域 (流域圏) 全体で、関係主体が一体となって海岸漂着物対策を行うことが必要。プラスチックごみ対策などについて関西広域連合等の枠組みを通じて広域的な発生抑制対策を実施。



(2) 3Rの推進による循環型社会形成

県、市町村の「廃棄物処理計画」に基づき、3Rを推進し、海岸漂着物等になり得るごみの発生抑制。

(3) 海洋プラスチックごみ対策

「『プラごみゼロ』とくしまスマート宣言」を行うとともに、すべての地域でプラスチックごみの回収・適正処理を徹底。

(4) ごみ等の投棄、水域等への流出・飛散の防止

不法投棄の監視、所有物や土地を適正に維持・管理することなどにより、海岸漂着物等の発生抑制。

3. 環境学習・教育、消費者教育、普及啓発

発生抑制対策の拡充方策として、流域圏を含む様々な関係機関の活動において、海岸漂着物等の発生抑制対策に関する情報発信や普及啓発活動を実施。  
○環境学習・教育、消費者教育の推進。  
○普及啓発の推進。  
○民間団体等の知見等の活用。

第7 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項

1. 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力

各主体が相互に情報共有し、連携・協力するため、海岸漂着物対策推進協議会等のネットワークを有効に活用するとともに、隣県も含む、流域圏の関係主体が一体となった取組の推進。

2. 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

主体	役割
海岸管理者等	○海岸漂着物等の状況把握・適正処理 ○関係者との情報共有、連携
県	○海岸漂着物対策推進協議会の運営 (事務局) ○関係団体との情報共有、連携強化 ○発生抑制対策の推進・管理する土地・資材等の適正管理 ○情報発信、環境学習、普及啓発の実施
沿岸市町	○海岸漂着物等の適正処理に関する海岸管理者への協力 ○海岸・河川の清掃活動の促進、発生抑制対策、土地・資材の適正管理 ○環境学習・教育の実施
内陸市町村	○河川の清掃活動の促進、発生抑制対策、土地・資材の適正管理 ○環境学習・教育等の実施
国・研究機関	○外交上の適切な対応及び関係国への防災対策の要請 ○地方自治体との情報共有・連携、財政上の措置 ○専門的な情報の提供
県民	○持続可能な社会の実現に向けたごみの3Rを意識した生活の実践 ○海岸・河川等の清掃活動への参加、土地・資材の適正管理
事業者・事業者団体	○プラスチックごみの発生抑制 ○廃棄物の適正処理 ○海岸・河川清掃等への参加、協力、支援、土地・資材の適正管理 ○事業関係者に対する情報提供等の支援
民間団体等	○海岸・河川清掃等への参画や普及啓発の促進 ○環境学習・教育の振興

第8 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項

1. モニタリングの実施

県及び関係市町 (海岸管理者等を含む) は、必要に応じ、重点区域のうち代表的な場所を選定し、海岸漂着物等のモニタリングを実施。

2. 災害等の緊急時における対応

(1) 災害時等の対応

○災害等により大量に発生した海岸漂着物等の処理は、国の補助制度である災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業や災害等廃棄物処理事業の活用を検討し、適切な手法で事業を実施。

(2) 危険物漂着時の対応

○危険物が流出し漂着した場合、排出者の特定が可能な場合には、排出者の責任において処理。  
○排出者の特定が困難な場合には、「海岸漂着物危険物対応ガイドライン」に準拠し、専門家等の意見を踏まえながら適正処理。